

事例番号:370026

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第五部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 28 週 1 日 切迫早産のため母体搬送され入院

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠 28 週 2 日

22:40- 陣痛開始

妊娠 28 週 3 日

1:00 頃- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈および高度遷延一過性徐脈から徐脈の持続を認める

1:36 経膈分娩、顔位

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:28 週 3 日

(2) 出生時体重:1100g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.92、BE -15.5mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(ハックル・マスク、チューブ・ハックル)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産、極低出生体重児、呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 81 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### 〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師: 産科医 1 名  
看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 2 名

### 〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数  
医師: 産科医 2 名、小児科医 3 名、研修医 1 名  
看護スタッフ: 助産師 4 名、看護師 1 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである。
- (2) 分娩経過中に生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因は、臍帯血流障害の可能性はある。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考ええる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

### 1) 妊娠経過

外来における妊娠管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 28 週 1 日腹部緊満のため搬送元分娩機関受診時の対応(超音波断層法実施、子宮収縮抑制薬投与、分娩監視装置装着)、および切迫早産と診断し当該分娩機関に母体搬送したことは、いずれも一般的である。
- (2) 当該分娩機関入院後の対応(超音波断層法の実施、子宮収縮抑制薬投与、分娩監視装置装着、血液検査、胎児フィブローネクチン、膣分泌物培養検査実施)は一般

的である。

- (3) 妊娠 28 週 3 日、出血および腹痛増強時の対応(分娩監視装置装着、スタッフ招集、内診実施、医師に報告、硫酸マグネシウム水和物・ブドウ糖注射液投与開始)は一般的である。
- (4) 1 時 20 分遷延一過性徐脈ありと判読後の対応(酸素投与、医師に報告、医師到着時に胎胞排臨間近のため母体搬送は困難と判断し小児科医に連絡、経膈分娩の方針)は一般的である。
- (5) 分娩中の管理(分娩監視装置を連続的に装着、超音波断層法実施)は一般的である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管) および NICU 管理としたことは、いずれも一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

なし。

#### (2) 当該分娩機関

胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合に、胎盤病理組織学検査がその原因検索に寄与する可能性がある。

### 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

なし。

#### (2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

早産児の PVL 発症の病態生理、予防に関して、更なる研究の推進が望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。